

東京都北区小規模保育事業者募集要項

平成29年4月

東京都北区

1. 募集の趣旨

就労形態の多様化や共働き世帯の増加等に伴い、保育需要は年々増加している。北区では、区民の保育需要の急増を受け、保育所整備が優先課題となっており、特に増加が著しい低年齢児の待機児童解消対策として、小規模保育事業A型またはB型の事業所（以下「小規模保育事業所」という。）の開設および運営を行う事業者を募集する。

なお、小規模保育事業とは、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の一つであり、区が認可し、子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付の対象となる事業である。

2. 募集内容

(1) 募集地域

滝野川西地区（※1）及び周辺地区

※1 滝野川1～3丁目、滝野川5～7丁目、西ヶ原1～4丁目、中里1～3丁目
上中里1丁目、田端1～6丁目

※2 ただし、物件については必ず事前に区担当者との協議すること。

(2) 施設の定員、対象児童

①定員

13名以上19名以下

※ただし、職員配置基準や面積基準等を満たす場合、22名までの弾力化を認める場合がある。

②対象児童

0歳児～2歳児で、保育の必要性の認定を受けた児童

(4) 開設時期

平成30年4月

3. 応募資格

以下の①から⑦の条件をすべて満たしていること。

- ①東京都または近隣県で、認可保育所、東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日12福子推第1157号)に定める認証保育所、又は各都道府県・市町村での基準を満たした認可外保育施設の運営実績のある法人であること。
- ②小規模保育事業所を運営するために必要な経済的基盤があること。
- ③小規模保育事業所運営を継続的に健全かつ円滑に実行できること。
- ④小規模保育事業所運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。
- ⑤区で指名停止期間中でない法人であること。
- ⑥税の滞納をしていない法人であること。
- ⑦団体及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる

暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でない法人であること。

4. 応募条件

(1) 法令遵守

小規模保育事業所の設置・運営にあたり、以下の法令及び例規、関係規程の基準を満たすこと

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 23 号）
- ・北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 26 年規則第 38 号）
- ・北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 24 号）
- ・北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例施行規則（平成 26 年規則第 39 号）

※その他事業実施にあたり必要な法令等を遵守すること

(2) 応募時に、募集地域内に、物件を確保（仮押さえで可能）できていること。

ただし、確保（仮押さえを含む。）に係る費用は事業者負担となる。

(3) 建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入後の建築物であること。

それ以前の建築物の場合、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値 0.7 以上かつ q 値が 1.0 以上若しくは $C_{t/usd}$ 値 0.3 以上、木造の建築物にあつては、 I_w 値が 1.1 以上であることが確認された建築物であること。

(4) 小規模保育事業所を開設するまでに、建築基準法に定める検査済証の用途が「保育所」となっていること。ただし、既存建物を改修し、100 m²以下の保育所を設ける場合にあつては、一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

※提案物件については、建築時の建築確認申請書及び確認済証、検査済証を得ている建物であることをあらかじめ確認すること。（既存の建物を改修する場合）

(5) 設備基準

小規模保育事業所の構造及び設備は、東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「規則」という。）第 12 条、または第 16 条に規定する内容を遵守すること。また、建築基準法及び関係法令、関係規定の定めるところに従うほか、別表 1「北区小規模保育事業所における室内化学物質対策実施基準」に基づき、室内化学物質対策を実施し、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、次の①から④までに掲げる基準を満たすものとし、適切に運営すること。

① 基準設備・面積等

区 分	要 件
乳児室又はほふく室・保育室 又は遊戯室	0歳児及び1歳児（乳児室又はほふく室） 一人あたり 3.3㎡（内法面積）以上。 2歳児（保育室又は遊戯室） 一人あたり 1.98㎡（内法面積）以上。 乳児（満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所とは別の部屋であること。部屋を別にできない場合は、保育を行う場所が区画されており、かつ安全性が確保されていること。
医務スペース	保育スペースとは別に、静養できる機能を有すること。事務室等との兼用も可。
屋外遊戯場	2歳児一人あたり 3.3㎡（児童が実際に遊戯できる面積）以上。 小規模保育事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
調理設備	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。
便所・ その他	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用でき、衛生面にも配慮されていること。乳幼児便器は1以上設置すること。 乳幼児の身体の清潔の確保及び感染防止のために沐浴設備等の対策を講じること。

②用具等

乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

③乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）は、原則として、1階に設けること。

④非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。

(6) 内装及び使用什器については、「化学物質の子供ガイドライン」（東京都福祉保健局、環境局策定）に基づき、シックハウス対策を十分にとること。また、開設前に別表1に基づく化学物質濃度測定を必ず実施し、測定値が厚生労働省の定める化学物質の室内濃度指針値を超えないこと。なお、それに基づき実施した測定結果及び対策状況を区長に提出し、安全性が確認された後に開設すること。

(7) 児童福祉法等関連法令を遵守し、保育サービスの自己評価や第三者評価、相談・苦情対応について整備するなど、安定した質の高いサービスを行えること。

(8) 保育の実施にあたっては、児童の健康及び安全の確保を基本とし、保育内容等については東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）及び規則に定めるもののほか、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準じて行うこと。

5. 運営の概要について

区の定める運営の概要は以下のとおりである。

(1) 開所日

月曜日から土曜日まで（祝日、振替休日、年末年始を除く）

(2) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分まで

※延長保育については事業者の提案による。

(3) 入園の決定

入所児童は保育の必要性の認定を受け、区が利用調整により決定した児童とする。

(4) 職員配置

職員の配置基準等は、次のとおりとする。

①保育従事職員は保育士資格を有する常勤職員を原則とする。常勤職員は、事業者と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、当該小規模保育事業所において1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者をいう。

②保育従事職員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(ア) 0歳児 3人につき1人

(イ) 1歳児及び2歳児 6人につき1人

保育従事職員における保育士の割合は、小規模保育事業A型は10割、B型は5割以上とする（選定委員会における審査では、保育士の割合により加点を行う）。

なお、保健師、看護師、准看護師については一人に限り保育士とみなすことができる。また、保育士以外の従事職員は規則第15条第2項に基づく研修を修了する必要がある。

③開所時間中については、現に登園している児童数に対し、③に規定する職員配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置し、保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2人以上の保育従事職員を配置すること。

④保育士の数は、常勤職員により算定すること。短時間勤務保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合、時間勤務保育士及びその他の常勤以外の保育士の総勤務時間数が常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。

⑤調理員及び嘱託医を置くこと。ただし、調理業務を委託する場合、または連携施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

⑥設置者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。

(5) 給食等

①食事を提供するときは自園調理とすること。

②できる限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を有するものであること。

③食品の種類及び調理方法は、栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。

④2週間以上の献立を作成すること。

(6) 健康管理

①入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。

②職員に対し、採用時及び1年に1回定期健康診断を実施すること。

(7) 保育料

保育料は、認可保育所と同じ料金体系である。延長保育料については、東京都北区保育料等徴収条例に定める延長保育料の金額を考慮して事業者が設定する。なお、保育料及び延長保育料は事業者が徴収する。

(8) 連携施設の設定

事業の実施に当たっては、条例第6条及び規則第3条で定める事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）を確保すること。

ただし、開設当初に連携施設の確保が困難な場合は、平成31年度末までの確実な確保に向けての計画書を提出すること。

6. 選定方法

区が設置する選定委員会における審査により、総合的に判断し、優れた事業者を選定する。審査は、応募事業者から提出された書類内容及びプレゼンテーションにより行う。

なお、審査の結果、事業者を選定しないことがある。

7. 補助金

整備費の補助については、「東京都北区小規模保育支援事業補助要綱」に基づき行う。

※国及び東京都の補助制度に基づいた補助とし、平成28年度の予算措置が行われることを条件として、予算の範囲内において補助を行う。補助金額・補助率については、国及び東京都の補助制度の改正に伴い変更となる可能性がある。

※開設準備工事に係る内装改修工事の契約は、原則として入札とする。

※内装改修工事に係る消費税について、仕入税額控除制度を利用した場合は、この控除の金額分は補助対象としない。

8. 給付

地域型保育給付費は、子ども・子育て支援法に基づき、公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）から保育料徴収分を差し引いた額を支払う。

9. 提案書類提出締切

区担当者と事前協議後、お知らせします。

10. 提案書類

次の①から⑱の提案書類を郵送もしくは持参により提出すること。

提出書類		備考
①	小規模保育事業所開設提案書（様式 1）	
②	建物・土地の状況（様式 2）	検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書で提出すること。
	建築確認申請書（写）	
	建築確認済証（写）	
	検査済証（写）	
	建物や屋外遊戯場を含む周辺の案内図	
③	調査書（様式 3）	
④	法人の概要・沿革（様式 4）	
⑤	小規模保育事業所平面図（案）（各室の用途・面積〔施設の出入口、各室の出入口、非常口及び避難経路を明記〕）	2 方向避難経路を朱書きすること。
⑥	小規模保育事業所配置図（案）	自転車置き場、ベビーカー置き場、駐車場を明記すること
⑦	運営企画書（様式任意）	※5 ページ以内（写真等も含む）
⑧	開設までのスケジュール	改修工事、人材確保について記載すること。
⑨	定款又は寄付行為の写し	
⑩	当該保育所の 5 年間の収支計画書	開設に当たり借入等を行う場合は、返済計画についても記載すること。
⑪	人件費詳細内訳（様式 5）	
⑫	予算書（平成 28 年度）、決算報告書（直近 3 年間の決算報告書）、事業報告書（最新の年度のもの）、資産の状況（資産目録等）	決算報告書については、運営保育園単独のものも作成すること。
⑬	納税証明書 ※正本のみ	3 箇月以内に発行されたもので、税目は「法人税」「法人事業税」「消費税及び地方消費税」。
⑭	運営施設（1 ヶ所以上）のパンフレット、保育所内規則、保育指導計画、児童票、保育日誌、利用契約書及び重要事項説明書の見本又は写し	
⑮	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書	運営実績が認可外保育施設のみ対象
⑯	運営施設（1 ヶ所以上）の指導検査結果通知（直近）	

⑰	運営施設（1ヶ所以上）の第三者評価結果（直近）	
---	-------------------------	--

※未着・遅延等については、原因の如何を問わず、区では責任を負わない。

※提出部数は①から⑱までは 8 部、⑳から㉑までは1部を提出する。また、「A4-S 2穴ファイル」に綴じ、書類名のインデックスをつける。

※提出書類を持参する場合は、事前に電話連絡をすること。

10. その他

- (1) 必要に応じて追加資料の提出依頼、ヒアリング、関連施設の調査、財務分析等を行う場合がある。また、事業計画の決定及び変更等については区と協議する。
- (2) 次の①から④のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
 - ②参加資格を満たさなくなった場合
 - ③審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
 - ④前3号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 応募に関する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区が事業者の公表等が必要な場合には、応募に関する書類内容を個人に関する情報を除き、無償で使用できるものとする。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却は行わない。
- (4) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の使用を禁じる。
- (5) 応募に際して要した費用については、応募する事業者の負担とする。また、北区の審査結果により小規模保育事業所の事業者として適正であると認められなかった場合において、設置等のために拠出した全ての費用は応募者の負担とする。
- (6) 開設後の運営については、すべて自己責任のもと実施すること。

11. 書類提出先及び問合せ先

北区子ども未来部子育て施策担当課 担当：小林、高田、津久井

〒114-8546 北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎 1階（3番窓口）

電話：03-3908-9095（直通）

電子メール：kosesaku-ka@city.kita.lg.jp

別表 1

北区小規模保育事業所における室内化学物質対策実施基準

対象	小規模保育事業所
実施内容	設置者は、事業を実施する施設の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい。）。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行なった場合も、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・1,4-ジオキソベンゼンの6種
検査機関	厚生労働省標準測定法により検査できる機関
測定方法	<p>厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること。</p> <p>日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。</p> <p>測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（24時間）稼働させる換気装置についてはこの限りでない。</p> <p>窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を測定する。100㎡以下の部屋については1か所、100㎡を超える部屋については最低2か所測定すること。</p>
測定結果	<p>厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。</p> <p>指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。</p> <p>測定結果及び対策状況については、関係者に説明または公表すること。</p>
改善方法	<p>設置者の責任において改善すること。</p> <p>（完了・引渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等。）</p> <p>改善方法については、所管の保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。</p>
開設までの注意	<p>化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。</p> <p>換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。</p>